

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

～ 第174回通常国会衆議院可決 平成22年1月25日 ～



	改正後の内容
①非正規労働者に対する適用範囲の拡大	一般被保険者の適用範囲を「1週間の所定労働時間が20時間以上で継続して31日以上雇用される見込みがある者」とする。 (現行は6ヶ月以上雇用見込み)
②未加入者の遡及適用期間の改善	事業主から雇用保険料を控除されていたにもかかわらず、被保険者の資格取得の届出が行われていなかったため未加入となっている者については、現行の2年を超えて遡及適用する。
③特例納付保険料の徴収	雇用保険に係る保険関係が成立していたにもかかわらず、保険関係の成立の届出をしていなかった事業主に対し、保険料の徴収時効(2年)を超えて雇用保険に係る一般保険料に厚生労働省で定める額を加算した特例納付保険料の納付を勧奨する。対象事業主は、通知の期限までに特例納付保険料を納付しなければならない。
④雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動停止	平成22年度の雇用保険二事業の保険料率(事業主負担)を、弾力条項の発動を停止し原則どおりとする。 現行 3.0/1000 → 22年度 3.5/1000 ●失業等給付に係る保険料率(労使折半)について(告示) 現行 8/1000 → 22年度 12/1000

※ 記載の内容は雇用保険法等の一部改正について法律案要綱より抜粋した概要です。

※ 改正法施行期日は①④は平成22年4月1日、②③は公布日から9月以内の政令で定める日の予定です。

1週間の所定労働時間が20時間以上であるパートタイマーやアルバイト等が31日以上雇用される見込みのある場合は、原則として被保険者資格取得の届出を行うこととなりますので手続漏れのないようご注意ください。